(司会)

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、酷暑の中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。総務部長の竹村です。環境共生部長の小平です。まちづくり部長の岡田です。政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋です。以上となります。

今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶を いただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただいきます。受付のときに、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものです。ご参考にしていただければと思います。

資料はお手元にございますでしょうか?

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、15時半ころまでには終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは始めさせていただきます。 開催に先立ち、 市長の大坪より挨拶させていただきます。 (市長)

本日は大変厳しい暑さの中を、また日曜日の午後の忙しい時間帯に、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北川原公園ごみ搬入路裁判でございますが令和 4年9月8日に最高裁判所で、上告受理の申し立てが不受理となり二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の思いを実現することができたもの、違法ではないと考え、総合的な政策判断に基づき行ったことでありました。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたとされました。市民の皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけし

ましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてきたとこでございます。当初は、本件通行路については、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年にその具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されたところでございます。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまのご意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまってはならないとの思いから、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまいました。結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまったわけであります。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについて深くお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと思います。これまで、市民のみなさまにはこの件について広報等を通じてお知らせするだけでありました。今回は判決から時間が経ちましたが、市民のみなさまに直接ご説明させていただく機会を設けたところでございます。

なお、本日は原告団の方もご出席をいただいております。このあと、ごあいさつをいただきますのでよろしくお願い申し上げます。私から以上でございます。よろしくお願いします。

(司会)

続きまして、本日ご参加いただいております原告団を代表して、窪田様からご挨拶をいただきたいと思います。窪田様、よろしくお願いいたします。

(原告団代表)

ご紹介いただきました住民訴訟原告兼代理人の弁護士、窪田之喜です。「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は、2020年11月12日の東京地方裁判所判決と21年12月15日の東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、22年9月の日野市長の上告受理申し立てが不受理となり確定いたしました。その後、日野市議会は、市長の個人責任、これは約2.5億円ですけれども、個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題としては終結しました。しかし判決は、「都市計画が行政をしばる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に提言する」という貴重な先例になったと考えております。北川原公園計画の検討に当たってはその原点から考えていく必要があるのであろうと原告団は訴訟の過程で学びを深めてまいりました。日野市石田地域は、土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなっておりますけれども、ごみ焼却場、し尿処理場、下水道処理施設が集中する地域でもあります。判決ではこれをいわゆる嫌悪施設

と言っております。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時、森田市長は、「この大事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下で、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約しまして同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。本日配られている昭和53年12月1日付広報に記載されております。今回の裁判は、この原点を再確認する機会になったと考えております。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえて、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等4項目の合意を結ぶことになりました。原告団も、この合意を実現するために日野市と協議を重ねて、今日に至りました。私は現在の状況というのは新しい市民自治への挑戦だと考えております。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出しました。8回の説明会、ここの場がその8回目であります。今日の報告と意見交換の場は、その重要な機会となると思っております。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止めております。日野市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した新可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年間で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点につきましても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な場としていただきたいと思います。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力ある北川原公園をつくる機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同で大きく前進させる機会となりますように、原告団も力を尽くしたいと考えております。本日はよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうござました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元 の資料をご覧いただきながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いいたします。

(市長)

それでは、着座にて進めさせていただきます。

【スライド3ページ】

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市 3 市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題でありました。日野市内も含め、3 市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、北川原公園予定地に暫定的に設置したものです。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年 9 月に最高裁にて上告不受理となり、市の敗訴が決定いたしました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様に説明させていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催をさせていただいたものとなります。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認したいと 思います。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から 右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で 日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側 の合流点付近からクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明いたします。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設であり、し尿処理も行っています。昭和の30年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってきました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用しておりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減り、処分に苦慮し始めておりました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみの焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりです。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しております。昭和60年には、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設の規模も拡大し、現在に至っております。

【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターについて、でございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となり、地理的、地形的に適地であると判断され、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にしていただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定がされました。昭和55年には事業が認可され、昭和62年から建設工事が着手し、平成4年から運転が開始しております。

【スライドアページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の

位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地がありました。

【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされておりました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど申し上げましてが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画決定されております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地を取得しており、平成18年に完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しております。 青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口 交差点を右左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、 日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。 20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井・国分寺2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となります。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道 20 号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があり、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

次にごみの搬入状況であります。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車のみとなりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べて、約70台の低減が図られております。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することとなっております。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、両ルートあわせて、一日当たり平均約100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過、流れについて、説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路

を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては課題を抱えておりました。市では、長年、周辺地域の皆様と環境対策について対話をしてきておりますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望に沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置いたしました。その後この専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

この様な市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、一つとして「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」二つ目として「市長の裁量権を逸脱するものであって、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としています。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度であって、今回の住民訴訟の前提となるものであります。また、監査結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されました。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となりました。

【スライド14ページ】

次に裁判の判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し 最高裁まで進みました。2審の判決内容は、一つとして原告側が主張されていた「都市計画 を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、二つ目として「市に対し ては搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを 請求せよ」というものでありました。

理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路であって公園の効用を有するものとは言い難く、また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきである、というものでありました。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となり判決が確定いたしました。

【スライド15ページ】

判決が確定したことにより、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前に進めてきてしまっており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような

反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことになりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくことになります。

【スライド16ページ】

次にこのスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもと検討を進めること、としています。今回のこの説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りないと判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、になっております。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約 2.5 億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約 2.5 億円の市の債権を放棄する議案を令和 4 年第 1 回日野市議会臨時会に上程しました。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートの沿線住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決をいただいております。これにより債権放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなくなったわけではもちろんございません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについて、重ねてお詫びを申し上げるとともに、深く反省するところでございます。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目としては、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しております。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回のこの中学校での説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で

開催しております。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方は、すべて の説明会を動画配信いたしますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めていきます。検討にあたっての方針としては、一つとして「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目に「行政に対する信頼を回復すること」三つ目として「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」この3つを念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策を提案いただき、それを検証してまいります。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民合意の形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあと検討会の詳細について、環境共生部長より説明させていただきます。

【スライド20ページ】

環境共生部長の小平です。今後取り組んでまいります検討会についてご説明申し上げます。 着座にて失礼いたします。検討会は10月に発足したいと考えております。任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日となります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議は、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加していただきたいと考えております。検討会の委員としては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しております。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募集しております。ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。また今回ご出席いただいている伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家としてご参加いただくことになっております。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスです。まず、ステップ1として、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案いただきます。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策をすべて出していきます。そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出された方策の一次選定を行います。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ります。次に、二次選定として、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出します。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいります。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階として周辺地域はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えております。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと考えております。その議論を踏まえ、ステップ5として、合意形成を図ってまいります。一定の合意形成が図られましたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私からの説明は以上となります。

第8回 北川原公園ごみ搬入路関連 市民向け説明会 令和5年8月27日(日)午後2時から:大坂上中学校

逐語録

(司会)

最後にお手元の資料の中には入ってございませんが、スクリーンの方でですね、現在の北川 原公園の状況の写真を写させていただいております。こちらは石田大橋からですね、北川原 公園を石田大橋は高いですので、その上から撮影させていただいたものでございます。こちらがですね、公園内、北川原公園の方の搬入路の状況となっているところでございます。橋 との高低差がわかる状況の写真となっております。こちらが公園側から石田大橋側を撮った写真になります。こちらが小さいですけど、石田大橋が架かっているような状況でございます。最後に北川原広場、東京都の下水道局の用地のところでの搬入路の状況の写真となっております。ご参考にしていただければと思います。

(司会)

それではこれより質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、挙手をしていただき、参加者が多いですので一問一答となるようにですね、いただければと思います。なお、手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりはっきりと要旨をまとめていただいてご発言をいただければと思います。それではご質問のある方、前の方から、

(市民)

神明3丁目、高山自治会会長の稲垣と申します。検討会の公募市民について、3名ということですが、どのような基準で、その公平性を担保する、するのかというのが、知りたいと思います。私は今までに審議会、日野市の審議会、8回ぐらい公募、応募しましてですね。1回目の環境審議会は、選ばれたんですが、そこでいろいろ日野市に注文をした結果、後の7回は全部落ちたんではないかと。これ冗談ですけどね。そういう意図的に人選をしていることはないと思いますので、どのような基準でこの公募市民が公平、公正な、公平な人であるかということを担保するのかということをお聞きしたいと思います。

⇒ (司会)

公募市民の選定についてご質問をいただきました。今回の公募なんですけれども 3 名の方ということで、こちらの方は先ほど委員の委員会のですね、構成の中で、概ね 15 人程度でご議論をいただくのがより効率的というか、ということで、その中で公 募市民の方を 3 名、その他に周辺の方々が影響があるということで、周辺の方々の中にお住まいの地域の方々の代表の方を加えてそれで検討を行っていこうというふうに考えております。公募市民の選定なんですけれども、あの市の内部のですね、部長級のクラスのものが選定委員として選定をさせていただきます。今回は応募理由の方を記載していただいて、それを読んでですね、選定をさせていただくんですけども、その他に年齢も書いていただいておりますので、多世代といいますか、いろんな世代の方々のご意見を伺いたいということを考慮しようと、考慮が必要かなというふうに思っております。あと、男女とかそういうものも一定程度考慮させていただいて、総合的に判断をして選定をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

(市民)

今の回答は不十分です。私の質問に回答されていません。今言われたのは、多様性とかですね、それから理由を書いていただく、年齢を書く、これは当然のことです。いつもやっています。だから、いかにその人選が公平にされるかということを、担保できるか、あるいはその人を選ばれた理由とかですね、そういうものを公表するとか、オープンな、選び方が恣意的にならないように、どういうふうにその歯止めをかけるのかというところを質問していますけど、その回答を今されていないと思います。

⇒ (司会)

そうですね、すいません、現時点ではそうですね。なんて答えたら、

(市民)

検討してないってことでしょ。つまり、まだ考えていないということじゃないですか。

⇒ (司会)

公開とかですね。その理由とかですか。

(市民)

いかに公平性を担保するのかという方法をまだ検討していないっていうのが、回答じゃないですか。

⇒ (司会)

市の方でですね、責任を持って選定をさせていただくんですけども、ここに関わるですね、関係部長に選定委員になっていただいて、その市の内部決定することは決定するんですけれども、選定についてはそのような形で考えているところでございます。それを第三者とかそういうところで選定をいただくということではなくて、今回も市が委員会の方に違法性の解消案についてですね、最適な解消案を導いていただくということでお願いをしているので、市の方で責任を持って選定をして、決めていきたいなというふうに考えておるところです。

(市民)

それが納得できないと言っているんですが。例えば、原告団とか

(司会)

すいません、すいませんマイクを使っていただければ助かります。

(市民)

その 3 名を選ぶときに、周辺住民の人に選んで入って全体に入ってもらうとか、専門家の人に入ってもらうとか、結局市の人が選べば、市にとって都合のいい人たちを選べる可能性が高いわけですよ。そうすると公平性が担保できないんですね。それを防ぐためには、その選ぶときの段階で、原告団とか住民の人とか市でない人たちが選定に加わる方が私はいいと思います。これ一つの提案ですから、検討してください。

(司会)

はいご意見として伺いたいと思います。他に。

(市民)

私は、北川原公園ごみ搬入路説明会のお知らせですね。これを、私も撒いたんですけど、 610、シルバーとして、これを見てですね、参加いたしました。大坂上2丁目に住む戸室 と申します。この問題についてですね、3点私の意見を述べさせていただいて、市側及びで きたら原告側にもですね、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。第 1 点は、合意書 ですね、先ほど市長からも説明がありましたけれども、5 ページですね、お知らせの 5 ペ ージ、5 ページのまず 1 番目、北川原公園の早期実現と、公園外へのごみ搬入路の設置が 求められていることを踏まえと記されています。この問題をですね、検討する過程では必ず 費用対効果の問題、あるいは 30 年でですね、道路が不要になるのではないかというような ですね、意見も出ると思います。その際ですね、先ほど来説明がありました、またこのパン フでですね、7 ページの Q1 質問 1 のとこでもあります今、市長からもですね説明があり ましたけれども、北川原公園を作るという計画ができた経緯ですね、そのことを踏まえてほ しい。また、そうしたことを踏まえてですね、北川原公園の一体的な整備の実現の必要性、 これについてですね、考えてほしいし、また裁判でですね 1 審、2 審最高裁で原告が勝訴 の意味ですね、裁判ではですね、法令違反の問題とあとやっぱり北川原公園の整備の重要性 ですね、こうしたことをですね、意味をしっかり踏まえてですね、合意書1に述べられてい ることを必ず実現するという前提ですね、検討してほしい。また計画して、具体化すること ですね希望いたします。第2点はですね、お配りいただいた、あれですね、覚書の第9項 目目ですね、覚書の9項目目。日野市から概ね30年間で撤退する日野市、国分寺市、小 金井市 3 市覚書を再確認し、速やかに協議を開始すると記されている。覚書ではですね、 30年後も共同処理する場合は、9番ですけど、次期新設の設置場所は、日野市以外を基本 とするというふうに書かれています。共同処理とするか、単独処理とするかは、議論すべき 課題ですが、30 年後、日野市に国分寺市、小金井市のごみ搬入することはあり得ません。 そのためにはですね、今述べた共同処理とするか、単独処理とするか、あるいは国分寺市や 小金井市はごみ処理施設をどうするのか、日野市としてもですね、共同処理を選ぶのか単独 処理を選ぶのか、単独処理を選ぶとして、設置場所を変更するのか、そうしたことをですね、 早急に検討を開始すべきだと思います。3 市の市民全体の問題です。そして合意書 1 の、 問題を解決する上でもですね、全体問題であり、またリンクしている問題だと思います。今 から検討しないと、時間だけが過ぎていきます。第3は、合意書3に関わって、どうごみ を減らすかです。ごみゼロ社会の実現は、言うは簡単ですが、実現は大変です。市も様々な 努力をされていますが、分別されたごみはどう再生されて、循環型社会が実現しているのか、 今ひとつ明らかではありません。 例えば、膨大なプラスチックゴミ、 お店に戻している部分 は再生されているのかなあと思いますが、ごみ収集車の部分はどの程度再生されているの か、あるいは焼却処分されたり、埋め立てられたりしているんじゃないかとかの疑問も残り ます。紙を出す際にですね、いろいろあの、取得すべきものの秘密が守られるのか、シュレ ッダーや溶解する手段はないのかなどと考えて、結局可燃ごみ扱いしちゃうこともありま

す。きめ細かな対策、透明性のある実績報告などさらなるごみゼロ対策の推進を求めます。 地球と未来のために、市民も協力を惜しまないと思います。以上 3 点が私の意見です。市 側、原告側の考えをお聞かせください。

⇒ (市長)

まず 1 点目です。原告団と日野市の合意の 1 点目で、北川原公園の歴史的経緯を踏 まえて一体的整備を進めてほしいということであります。 今現在、9 ヘクタールぐら いありますかね、そのうちの本当に先ほど図面でお示ししました国道 20 号バイパ スの北側のみ公園になっていて、浅川水再生センターの側というのは、まだ下水道処 理施設の関係もあるんで、まだ進んでないということであります。そこを東京都と協 議してどのように進めていくのかということで、当然時間はかかりますけども、東京 都と協議をしながら進めていくというために当然力を尽くさねばならないと思って おります。それから 30 年後の協議の話であります。当然、30 年後だから、それま で放っておくということじゃなくて当然事務レベルで協議を始めておりますが、3市 で協議を進めた上で、30年もっと前に具体的な話、立地も含めてやっていかなけれ ばならないと思っております。30年後どうなるか、引用していただいた3市の覚書 では、3 市の枠組みがあるならば、という書き方をさせていただきました。30 年後 はだいぶ先ですから、ゴミの量とかがわからないということがあってこういう書き 方をしました。ただ、東京の人口、そして我々の生活を考えた場合に、急激にごみの 量が減るかどうかってなかなか難しい課題であります。そこの見通しはわかりませ んけども、いずれにしろ早い段階で、今回の原告団の合意を踏まえて、3 市との具体 的な工程を描くための協議を進め、それを皆さんにお知らせするという努力をして いかなければならないと思っております。三つ目のゴミの減量についてでございま す。プラゴミの話を例にいただきましたのでこれは施設課長の方から、お答えさせて いただきます。

⇒ (施設課長)

施設課長の細谷です。今ご質問いただいた中でプラスチックのお店にお返しする分と、多分お家から出される分のお話があったかなと思っています。あのお店にお返ししていただく分は、そのスーパーですとか、そのお店の方で責任持ってリサイクルをしてもらうという形になってますんで、市の方にも入ってきませんし、お店の方でそのルート等を選んでいただいてやってもらうという形になっています。いろいろお店によってもルール違いますし、集める品目も変わってくるのはそういうところでお店の方で責任持ってということで、拡大生産者責任の中で、あの協力していただいているということですので、ぜひそちらの方を活用していただくように、あの市の方も啓発をしているというとこです。市の方に出していただく、あの青いプラスチックゴミの方ですね、昨年度のデータでいいますと、プラスチックのリサイクルに回った分は約88%ですね。12%ほどが、汚れたものであったり、プラスチックとしてみなされないもの、分別間違えているものなどが、いわゆる焼却処分の方に回っていま

す。その部分まだまだちょっと多いなというところもありますので、引き続き啓発活動等を進めてですね、プラスチック等含めたリサイクルに取り組んでいきたい。市全体としてはですね、ゴミの減量に引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところです。以上です。

⇒ (原告団代表)

原告の中谷と申します。ご質問いただいた 3 点は本当に同感するというか、同じ立 場だと思います。第1項目のごみ搬入路を公園外に設置するっていう、その趣旨は、 40 数年前に地域の住民に約束した北川原公園を整備する上で、絶対避けて通れない 課題でありますのでその通りやりたいと思っています。ただ費用対効果と言われま した。いくらお金がかかっても、それをやってもいいのかっていうことについては、 やっぱり市民の合意が必要だと思います。その際、私は本来 3 市で共同処理をする ならば、公園を避けて、搬入路をきちっと、お金をかけてでも作るべきだったものが 作れなかったっていうところ問題があります。そして、国分寺市、小金井市から環境 整備、周辺環境整備費って 70 億からのそういうお金もいただいているわけですか ら、そういうものも最優先に使ってですね、市民が合意できる範囲で、そのことを実 現するということで合意が作れたらなというふうに考えています。二つ目の、あの 30年、おおむね30年の問題ですけれど、私一番大事なのは、石田地区から30年 間で撤退する。 あるいはおおむね 30 年間で撤退するというのは、 小金井、 国分寺の 市民もほとんど自覚がありません。また日野市民おそらく、さっき覚書を紹介されま したけれど、3市の枠組みができなければ、どうなるのか。石田地区に残すわけにい かないんですよね。石田地区の住民には、石田地区の他の地域につくるということも 約束しているんです。ですから、そのことも石田地区から遠い日野市民全体の約束事 として、やっぱり共有してどうするのかっていうことを、30年後の市民に任せるの ではなくて、今から市民的な議論が必要なんではないかと、そういうふうに思います。 三つ目のごみゼロというと、特に脱焼却っていうことを掲げました。30年というと 2050 年で、脱炭素社会を作るっていう目標とも一致しているわけですよね。この 問題は、日野市民の努力とともに、やっぱり大きな日本、世界的な課題でもあるわけ だし、本当にごみをゼロにする、今までの惰性でそのまま続けていれば絶対ゼロにな りません。そのことも含めて、3 市、日野市と小金井市と国分寺市っていうのは、人 □ 10万人規模で、ごみを出している量は一番少ない。1位、2位、5位ぐらいの 範囲に入っている自治体ですから、そういちいう自治体が、一歩踏み込んだごみの減 量の改革に、やっばり市民で 3 市の市民で議論してやっていかないと、本当の脱焼 却っていうのは、実現できないんじゃないかと、そのことについても、課題となって おりますし、真剣な真剣に議論すべき課題だと、そんなふうに考えています。

⇒ (原告団代表)

すいませんせっかくの機会なので私からも一言。私はですね、今度の事件を、私原告 団として事件を通じて痛感したことがあります。それは、確かに森田市長時代に計画

はできたんですけれども、私自身は神明に住んでいるんですけれども、現状をよく知 りませんでした。ただ、法律家としては、そんな公園計画のところに搬入路を作るな んてことが許されるわけはない。そういうふうに思ってこの訴訟に参加して、それは 裁判所もそうだそうだということになったわけですけれども、現地をよく見て知っ ていたかというと必ずしもそうではないんですね。私はこの事件が起きてから何回 か足を運んでいます。今年になってからもう既に3回くらい行っておりますけれど も、今の焼却場に一番近いところの方々というのは、居住地として見ると、浅川の南 側の方々なんですね。この浅川の南側の方は、いくら北川原公園の議論をしても、北 川原公園を利用するには、新井橋を通ってしか行けない。だから日常の感覚としては 自分たちの身近な公園意識は僕は持てないんじゃないかと思いました。今私どもは 北川原公園の問題を巡って議論しておりますけれども、私は北川原公園を本当に公 園らしい公園として作る。でもこれは、私は日野市民のまちづくりの問題としては、 貴重ではあるけれども一歩だと。二歩も三歩も先があるんだということを、ぜひこの 議論の中でしていただく必要があると痛感してまいりました。つまり、多摩川と浅川 が合流する、そして程久保川も合流する、このゴール地点には緑がいっぱいあるわけ です。この緑を、市役所の先輩の環境の関係の方々が、ワンド作りというようなこと で、あれは浅川の方の河口でしょうかね、努力をされたと私は聞いております。しか し、そういう努力も含めて、河口部分の緑を本当に市民の憩いの場として共有できる ようにするには、どういう条件が必要なのか。少なくともその位置づけと、浅川にや っぱり人道橋をかけるっていうようなことでない限り、地域の一体性が出てこない と思うんですね。僕は人道橋がかかり、北川原公園から程久保川の河口まで全部含め た公園ができるような、日野市民全部と言わず、もっと他市からもですね、日野の北 川原公園をはじめとした、あの地域に遊びに行ってみたいと、子供と一緒にぜひ一緒 に行ってみたい公園だねと言われるような、そういう価値のある公園づくりをスタ ートさせていく第一歩が今なんだということをつくづく現地に足を運んで考えてお ります。ぜひ大坪市長には、今後もそういう意味ではですね、公園のすぐ近くに住ん でおられるということですので、市長はその 10 年も 20 年も先までと言うことは ないかもしれませんが、市民の公園づくり運動の先頭にも立っていただきたいとい うふうに思っております。ちょっと私的なことを申し上げましたが、ぜひあの地域を 日野市民の宝となるような公園地域として、緑と清流の地域として作り上げていき たいな、そんな思いでございます。

(市民)

大体理解しました。ありがとうございました。ただ第 1 点についてですね、市長ね、第 1 点について、やはりこの費用と効果っていうことでね、言いまして中谷さんもですね、その点についてあの金いくらでもかければいいっていう問題ではないんだというようなこともおっしゃって、慎重な意見で合意が必要だということをおっしゃいました。私もそう思いますよね。ただね、やっぱりこの費用対効果の、効果の中にはね、行政に対する信頼とかね、

行政がきちんと誠実に対応するとかね、そういうことも含むんですよ。住民自治というのも含むんですよね。当然ね、それは、違法分は外へ出してほしい、そのことを踏まえてって書いてありますがそういう立場と思いますけど、そういう立場をぜひ踏まえてですね、ぜひこれについてはですね、処理していただきたい、そのことを前提にですね検討していただきたい。今科学も発達していますし、教授もいらっしゃると思いますけど、いろんな手法もあると思うんですよね。そういうことを駆使してですね、ぜひあの検討していただきたいと思います。それだけ言っておきます。

(司会)

はい、他にちょっと順番で前の方、

(市民)

2 点ほど聞きたいんですが、一つ財政面ということでですね、聞きたいと思います。 当然新 しい何かを作ればお金かかるわけですけど、先ほどですね、国分寺小金井から環境整備費で 70 億円もらっているという話は聞きました。 今まで従来ですね浅川堤防道路で、 ごみ搬入 したわけですけど、なぜ浅川ごみ搬入路が使えなくなったことは、地元から要望があったか らと。なぜ自分の地元から要望があったかっていうと、ごみの台数が増えるからっていうの が一つあると思うよね。 160 台が 100 台ほど増えて 260 台ぐらいになると。 それからや っぱり迷惑ということだと思いますけど、新しい道路をつくるのにですね、迷惑だから今ま での浅川堤防道路を使わなくて、迷惑だがら新しい道路を作るんであれば、迷惑料から 70 億円からなぜ出せないのかなというのが私の疑問です。だって、環境整備じゃないですか、 このまさか 70 億全部使っちゃったのか、使ったって言うならそれはしょうがないですけ ど、あといくら残っているか聞きたい。それからもう一つ、その台数がですね、160台が 100 台増えて 260 台になったようですけど、私はですね、ごみ焼却場ができる前、仲田 の森公園で市長が参加して私も参加したんですけど、その時もいろいろ質問出ました。その とき市長はですね何と言ったかというと、小金井国分寺は大型車に乗せ替えてくるから台 数が減りますという話を私はその時聞きました。それがどのぐらいね、大型車に乗り、載せ 替えて台数が減ったのかお聞きしたい。もう一つですね、そのときの会場でですね、今後は 低公害車にしますと。ごみ搬入車、ごみ車をね、低公害車にしますって聞いたんですけど、 もう 1 年経っているんですけど、どのぐらい比率がですね、全部車検切れるわけじゃない ですから、と思いますけど、どのぐらい何%ぐらいのですね、低公害車になったのか聞きた いと思います。以上です。

⇒ (市長)

最初に環境整備費のお話で、70 億全部まだもらっているわけではなくて、毎年もらい続けているという形であります。ですからまだ 70 億もらいきっておりませんので、約30 億ぐらい既に使っております。残り40 億ぐらいをこれからもらっていってそれを貯めて、例えばこの新しい搬入路のための投資に使うということは十分できます。で、迷惑料という話がありました。それは、自分の道路を通す方々に道路を

通すのがつらい、でもお金を払うから、我慢してくれよっていうそういう意味合いですよね。そういう交渉はまだしておりません。すいませんがその間交渉しませんでした。ただ今後ですね、検討会の中で、一つのプランとしてもう 1 回他の既存道路を使うのかって話が出ると思います。その中でそういう話が出るのかどうかわかりませんが、今日ご意見いただきましたのでそれも合わせてテーブルに載せたいと思っておりますけども、というところであります。あと、それから大型車と低公害車の現在の状況ですが、それは施設課長の方から答えます。

⇒ (施設課長)

はい、施設課長の細谷です。先ほどお話ありましたように、搬入の車のお話ですけれども、今北川原のところを通っている台数でいうと日野市が94台程度ですかね、国分寺44台、小金井30台ということで、日野市が一番収集台数も多いというところがあります。ちょっと国分寺の方は若干大きい3トン車で運んでいる関係で、若干台数が少ないんですけど、ちょっと先ほどの低公害車の話も含めてですね、あの今、あの収集は全てあの委託業者の方でやっている関係で、あの一気に入れ替えというのがまだできてないんですけども、ちょっとこれからの話にはなりますけれども、ちょっとその大型であったり、低公害車であったりっていうのはちょっと委託会社の方とですね、協議をしながら、ちょっと今後進めていきたいというふうには考えているところです。以上です。

(市民)

今後交渉って、4、5年前に説明会あったときにやりますよと聞いていて、今後検討というのはちょっとよくわからないんですが、もう既に 1 年以上経っていると思うんですけど、 車検1台も切れてないんですか。車検1台もしてないんですか、まだ。

⇒ (施設課長)

車検は2年に1回ありますんで車検は通しているんですけども、ちょっとその購入した時期のいわゆる減価償却的なところもあってですね、全てを廃車にするっていうのがちょっとなかなか難しいところもあって、その辺りちょっと今後ですね、いわゆる購入金額等のところも含めてですね、なるべく早く進めていきたいというふうには考えているところです。以上です。

(市民)

私は、搬入路のとこで見ているとですね、小金井市は LP ガス車とかが結構入っていまして、低公害車になっていますね、古い車でも。日野市は見ていると、日野環境整備公社のやって緑の車で、見ていると中にはもう新品で最近入れ替えたのかなというのも見えるわけですよ。確かに昨日、車をですね、なぜか日野自動車の車なんでおかしいなと思うんですけど、日野自動車の車ばっかりでね、新しいのもあるわけですよ。あれ何で低公害車じゃないのかなと。それはね、非常に感じるんですよね。それを現実にずっと見ていて、そういうふうに思うんで言ったんだけど。

⇒ (施設課長)

日野市の可燃ごみは日野環境保全という会社、緑の車ですね、今ちょっと 30 台弱ですかね市内を回っています。ちょっとその全体の委託費用のところも含めてですね、交渉事になるかなというふうに思っていますので、今のご意見参考にさせていただいて今後検討進めていきたいというふうに思います。以上です。

(司会)

すいません、ちょっと一番、後ろの方。

(市民)

こんにちは、今日まで8回もの説明会を開催していただいて、丁寧なご説明やQ&Aをや っていただき、本当にありがとうございました。これから始まるこの検討会のですね、結論 が尊重されるような委員会、検討会設置の根拠となる条例の制定について、原告団と執行部 のお考えを聞かせていただきたいと思っています。まずですね、この石田地区には、60年 以上も前から当時肥料としていたし尿溜めの施設が臭気を放っていたことや、代々のゴミ 処理・中間施設や動物愛護相談センターのような、いわゆる迷惑施設をずっと受け入れてく ださっていたことを、この住民、地域の住民の皆様に対して深く感謝を申し上げるとともに、 迷惑施設の環境改善に資する緑豊かな公園整備の約束が、結果として反故にされる一方、小 金井や国分寺のごみ収集車には、過剰なほどに立派な通行路が提供されて、今日に至ってい ることは、私自身も、住民や原告団の皆さんと同じような憤りを覚えているというところで ございます。しかしながら、都市部の小規模な都市に住む私は、私達はごみの最終処分を日 の出町の施設にお願いしていることもあり、これらゴミの広域処理についても一定の理解 と了解をしなければいけないのかなと思うところもございます。とにかく、現在の搬入路の 違法性が解消されるだけではなく、搬入路が住民や公園利用者の安全が確保される通行路 となること、一刻も早く北川原公園がこの地域の環境改善に資する緑豊かで、多くの人々が 集うことができる公園として整備されること、そこに多くの人が集える建物というか施設 も併設されるようなことを今願っているところです。その施設というのは、例えば今のよう な暑い時期に、子供たちが屋内で思いっきり体を使って遊べるような施設だったり、シニア の皆さんや大人たちも子供たちの元気に遊ぶ様子を見守りながら、市民の交流が図れる施 設だったり、日野市民だけじゃなく、国分寺小金井の市民にも来ていただいて、このごみの 広域処理の実態について理解を深められるような施設だったり、さらに、全国に多数いる新 選組のファンの皆様にも、その聖地として足を運んでいただけるような、そんな複合的な施 設が併設されたらいいなと願っているところです。当然、箱物を作るだけではいけなくて、 どんな使われ方をされるのか、いわゆるソフト面も重視して、そういう企画を立てていただ けないかなと思っています。また、将来の人口減少に備えて、既存の他の市の施設をこの複 合施設に集約していくという考え方も必要かなと思っています。ちょっとあの整備される 公園について個人の希望が長くなって申し訳ございません。さて、今後設置される検討会な んですけども、この違法性解消に向けた検討会となっていますが、当然、公園整備とか環境 整備もセットになって検討される検討会だというふうに理解しています。原告団と市長が、

議論はスピード感をもって進めたいとかつ住民の合意形成に相当な時間をかけて進めたい と慎重に進めたいというご決意を伺っております。ありがとうございました。よろしくお願 いしたいと思います。検討会を進める上で、原告団の皆様へのお願いがあるんですが、様々 な政治的スタンスをお持ちの方がたくさんいらっしゃると思いますが、ぜひ検討会の期間 中はですね、そのような政治的な駆け引きなしでこの検討会に注力して、良い解決策を議論 していただきたいというふうに思っています。最後に市長サイドへの質問ですけども、本検 討会はですね、地方自治法などに定められるものではなくても、日野市にとって初めて設置 されるような大事な会議となると思います。また、その検討会の答申は、市長や執行サイド にとってですね、最大限に重んじられるものになろうかと思います。さらに、将来執行され る予算もその検討会の結果が反映されたものとなり、それには議会の合意も得なければい けないということになろうかと思います。もちろん、我がまちの賢明な市議たちはそんな検 討会の答申を反映した予算をきっと可決してくれるというふうには信じております。そこ で、本検討会の開始前にその検討会の設置根拠となるような検討会設置条例というものを、 執行部からの議案で議会に上程し、可決成立させていただけないかなというふうに思って います。そんな面倒で複雑な条例じゃなくてもいいと思います。この検討会の位置づけや、 その結果は最大限に尊重されるというような理念といいますか、考え方だけでもいいので ぜひ条例化していただきたいと思っています。ぜひ来月9月の市議会に上程していただく ことを強く望んでいるものですが、いかがでしょうか。この考えについて最初、原告団の方 からそのような条例があったらいいかどうかということをお伺いし、なくても大丈夫とい うことであれば市長サイドからのご回答は結構でございます。もしあった方がいいと、原告 団がおっしゃるんだったら、その後、執行サイドからも考えをお伺いできればと思います。 よろしくお願いします。

⇒ (原告団代表)

ご質問ありがとうございます。市と原告団で合意を結びました。原告っていうのは市民を代表しているわけではありません。あくまでも市と原告団の合意書に基づいて、4項目の実現をしたいということで、合意書結んだわけです。これ実際に実行するためには、市民の皆さん、住民のあのその周辺の住民の皆さんの、やっぱり合意が必要ですし、それから市民皆さんの合意がなければ、前へ進むことができない実行できないような課題だというふうに思っています。そういう点で、あの条例をつくる、条例を作って根拠をはっきりさせるっていうのも、一つの考えだというふうに思います。私達もそういうふうなことを検討して市と意見の交換をしたこともあります。で、このステップの中で、いくつか出ているんですけれど、つまり最適案を検討会で作って、そしてそれを市民全体の合意にするっていうためにはどうすればいいかってことを検討したいというのがステップ 4か、そこに書いてありますけれど、そういう段階で、どういう方法がいいのかっていうことを改めて議論をしましょうと、検討会の中で議論しましょうと、今の話の到達点はそういうふうなことです。ですから、そういうことも含めて、条例を作るのか、それとも今日野市のまちづくり条例っていうのも

あります。必ずしも都市計画の変更だとか決定だとか、そういうとことでなくても、 市民参加で計画を作る、その手続き、透明に透明性を担保するっていうような条例も ありますし、そういうことを適用するということも一つ考えられるんじゃないか 等々の議論あるんですけれど、このことも含めて、検討委員会のステップを踏んだ中 で、議論したらいいのではないかなとそんなふうに考えているとこです。

(司会)

今のすいません、原告団のご回答で、市側はよろしいでしょうか。ありがとうございます。 他に、前の。

(市民)

初めまして、日野市神明に住んでいる者ですが、日野市から回ってきたパンフレットを見て ですね、愕然としたんですが、私が普段ですね、あの辺りまでですね、毎朝あるいは夕方で すね、ジョギングで、歩いて行っています。もう何年も経つんですが、その中でですね、今 原告団の先生からお話がありましたけども、あの辺の何て言うんですかな。風光明媚ですね。 多摩川、浅川が合流する地点なんですが、非常に景観がよろしい場所っていうことで、楽し みですね。場合によったら、石田大橋を渡ってですね、向こうからまた戻ってくるとか、そ ういうことで毎日ですね、1万歩を達成しようと、多い日には2万歩、3万歩なんですが、 私の健康維持という場所では、あの地区がですね、非常に最適な場所であると思っています。 日野市、例えば旭が丘からですね、あるいは多摩大橋付近までですね、いろんな場所があり ますが、清流の多い風光明媚な町並みであるということで、もうここに越してきて、約50 年ですかね。本当に楽しく暮らしております。市の広報でもですね、市のご担当の皆さんの 活躍、これは紙面を見ればですね、よくわかりますし、いろんなご努力をしているのがよく わかりまして、勉強させてもらっています。そういう意味ではですね、今日、今普段ジョギ ングするスタイルですね、普通の白いズボンで、これはスポーツシャツでここでは脱いでい るんですがいつも、雨が降ったとき、日差しのことを考えてこんな帽子かぶってとぼとぼ歩 いたりジョギングをしたりしてやっています。そんな中でですね、北川原公園ですか、まず 市長さんに申し上げたいんですが、周りをバリケードって言いますかね、網で囲ってですね、 そこをくぐってここに入っていく、これはね、非常に景観を損ねます。心理的にも圧迫され ますよね。まずそれを申し上げたい。市長さんご自身は、あそこ、そういう意味でですね、 遊んだり、あるいは汗を流したことがあるかどうか、これ改めてお聞きしますけども、非常 に不愉快な思いをいたします。もう一つはですね、この界隈、特に浅川の新井橋の手前です ね、日野高校に行く道あたり、これも楽しみにしているんですが、実は残念なことがありま して、新井橋からでも、あるいはその石田大橋からでもよく見えるんですが、鷺がですね、 毎日遊びに来るって言ったらあれですね、魚を取りにくるんですね。水に浸ってですね、本 当に黒いんですがね、小魚をつついている、あるいは大型もあるかもしれませんけど、そう いうのを見ると、ここに自然があるんだなということで、私自身も心が洗われる時間が多く なります。ジョギングの合間にする、時間を取っているんですが、ところが、ここをですね、

清掃車って言うんですかね、グリーンの車がバンバン通るわけ。それなりの道幅確保してあ るはずなんですが、こちら運動靴で、その間をかけて歩いたり行ったりしているんですが、 非常に危なく感じますね。だからそういうことも含めて、まずやっぱり日野市の神明、市役 所のそばからですね、あの辺りまで毎日ほとんど毎日通っている市民がいるんだというこ とをぜひご認識いただきたい。それから帰りにですね、例えば、浅川沿いにずっと戻ってき て、一番橋ですか、あの辺まで来てまた税務署の方に曲がっていってあるいは、公園まで行 ってまた戻ってくるんですけれども、浅川沿いの道がですね、これが土手ですね。たまに雑 草刈られますけど、それでもですね、雑草の丈、セイタカアワダチソウと言うんですか、2 メーターぐらいになるような雑草もあって、それが道路にかぶさってくるんですね。8月の 1回、市の方だと思うんですが、清掃、雑草刈りを知っているんで、その時は見通しが良く なるんですけど、すぐいっぱいになっちゃう。それから、サッカー場、いわゆるクリーンセ ンターの手前日野高校があって、あそこは生徒さんたちが通るんですよね。 そうすると浅川 の土手に生えている雑草が気になってしょうがない。要は生徒さんの背丈を超える雑草が 生い茂っているわけです。私がもう一つ、あの辺に頻繁に行くのはですね、日野高校と東部 会館の間でですね、友人たちと何人かで畑を借りてましてですね、毎年野菜を作ったりして いただいているわけです。あそこの新しくできた保育園で、燃焼した物の記録あるいは排ガ スですかね、出たりしているんですが。短くします。いずれにしろですね、そういった意味 では、非常に便利に使っているんで、もう少しあそこにですね、アクセスを良くするように、 例えばミニバスのストップをつくるようにしてもらうとかね、いろんな方法があると思い ます。それで質問に移ります。まずですね、冒頭市長からお話ありましたけど前市長との引 き継ぎのときの項目としてあった中でですね、そのまんま受け継いでしまったっていうの が、軽くさらっとお話されていますけど、あまりにも軽い引き継ぎだったんじゃないかと。 その反省がですね、私には全然理解できない。それから、関連なんですけど、あの相談役と いう名前だった方が、不正に給料受領してね、問題になったことが、新聞等で報知されてい ますけど、これとそういった意味の取り組みの不可欠さっていいますかね。市長の自身がで すね、例えばですね、会社生活まで長かったんですが、社長というものはですね、10円単 位の伝票でも 1 枚 1 枚ちゃんと見ている。日野市はどうなのかわかりませんけども、そう いうレベルで、もう一度襟を正していただきたいというのは要望です。それで、他2市です ね、との連携がより良いと言われていますけども、市長ご自身が今苦労して市民の皆さんに こういう説明会を開いていること事態をですね、他の市長の、例えば市長さん以下がご存知 なのかどうか。私しばらく中央線使っている時代があったんですが、ある時もう 2 年ぐら い前ですかね。日野市の皆さんありがとうっていう看板が出たことがありましてね。そうい うレベルでは、我々のそういう活動あるいは日野市からの連絡が行っているのかなと思い ますけども、例えば、こういう会合の成果をですね、オブザーバー的な人に参加してもらう とか、適時、市長から説明しているのか、先ほどからの説明を聞いていると、まだまだ説明 の会も開いてないような感じがしています。それで・・・

(司会)

すいません。もうそろそろすいません。時間もありますので簡潔にまとめて。 (市民)

以上で、全体がちょっと長くなったんで申し訳ありません、以上です。

⇒ (市長)

たくさんおっしゃいました。浅川沿いの雑草の問題等でご要望を伺いましたんで、しかるべきところで対応するように努力したいと思っております。あと前市長からの引き継ぎ、あっさり書きましたけれども、すいません。当時、当然ごみの3 市共同を決定し大きな反対運動が起き、説明会も紛糾するという状況でありましたから、当然軽く受け止めたわけではございません。ただ今回の書類の中では、書き方があっさりしましたんで、それは申し訳ありません、軽い、軽く受け止めたという印象を持たせてしまったとすれば申し訳ない。それから、元副市長の問題も含めてですね、市長として襟を正して真剣に対応していきたいと思っております。以上です。

(司会)

すいません。他に何名か、すいません、時間もあと 5 分少々なので、あとはお二方でよろ しいですか。

(市民)

日野台に住んでおります村松と申します。 検討会について一言お聞きしたいと思います。 こ れでですね、今後検討会を設置して、開催頻度、月 1 回程度ということでですね、いろい ろな課題を検討していくということが書かれております。その中で、ステップ 1 課題解決 に繋がる方策の洗い出しということで、最初に書かれていると思うんです。 ただ、これが本 当に絵に描いた餅で終わるのかということを、正直なところ疑問があります。それでは、こ のステップ 1 を、スケジュールを作っていつまでに提案したいと。市民の皆さんに、この ステップ 1 は、この課題はこういう形で皆さんに提示していきたいと。 月 1 回の検討会を これから予定しているというふうにここに書かれております。そういう点でね。全てがそう いうわけにはいかないのかもしれないけど、まず出発点として、この課題については、当面、 これまでに皆さんに明らかにしたいということをやっぱり市民に約束をしてもらう。その ことが市政を市民の目に映っていく、市に期待する、市の姿勢がわかる。そういう意味でで すね、このスケジュールをですね、ぜひ公表して、皆さんにお知らせしていく、そういう形 で、このステップ 1・ 2・ 3ありますよね、いくつかね。それをですね、やっぱり具体化 して、市民の皆さんに提案していく。これ提案する側にも責任はあるし、市民の方も、この ステップ 1 を提案されれば、これをいつまでにやろうとしているのかなということで、や っぱり市に対する期待もきっと深まっていくと思いますので、そういう形でですね、書かれ ている中身をですね、ぜひ具体化して提案していただきたい、そのことをお願いしたいと思 います。

⇒ (市長)

はいありがとうございます。とりあえず、今日の説明会ではこういう書き方をさせて

いただきました。当然、この間の市民自治、市民参加ということを申し上げておりますんで、1・2・3全ての過程を透明化し、市民の皆様にお知らせをし、という形で歩んでいきたいと思っております。当面このステップの話をさせていただきましたが、おっしゃる通りの形をするように努力をしていきたいと思っています。当然、明らかにし、また当然これでいいのかというご質問もいただきながら進めていくというそんなプロセスになると思いますんで、少し時間はかかりますけども、全力を挙げていきたいと思っております。

(司会)

はい、もう定刻の時刻になりそうなので、あと挙げられた 2 名の方で終わりにしたいと思い、まずは後の

(市民)

井上と申します。最後になりますけれども、この会も最後になりますけれども、環境整備費のことについて、お願いがあります。市民の皆さんにもお願いがあります。環境整備費は、小金井、国分寺市からの迷惑料を日野市が受け取っているわけですけれども、これは受け取って使ってしまえば、30年絶対拘束されてしまうんですね。今、70億円のうちの35億円を使っているという報告はある市議会議員さんからいただいておりますけれども、これからいただくお金について、これを使ってしまえば、もう30年間、先ほどからも大坂上だけじゃなくて、平山の方でも30年は長すぎるだろうっていう意見もありましたけれども、迷惑料を使ってしまうということは、もう30年絶対に拘束されて、小金井の国分寺のゴミを処理しなければいけないっていう事態になります。素晴らしい公園を作りたいっていうのは、一般財源でもできるというふうに聞いております。素晴らしい公園、夢のある希望のある公園づくり、日野の玄関となる公園づくりは大事だと思いますが、迷惑料を使って欲しくないと思っております。以上です。

(司会)

ありがとうございます。最後に真ん中の女性の方。

(市民)

私からは、一つは、本当に北川原公園に警備員さんが 6 名立ってらっしゃるっていうことを皆さんご存知だと思います。警備員さんが立って、そして子供たちや大人でもそうですけど通るのを行ってもいいですよ、ストップしてくださいっていう公園は、多分どこでも見たことがないと思います。多摩動物公園でも園路はありますが、そこでは動物の餌なんかや草なんかを運んでいる車は若干通りますが、公園の中にごみの収集車が走るってのは、多分全国探しても、本当にないものだと思います。ぜひとも子供たちも、それから大人も、警備員さんが今いなければ、本当に危険な状態で遊びに行けません。ぜひとも、この最初の 40 数年前に森田市長が市民と約束した緑豊かな公園、そしてゴミを出す側の加害者と、それからそのごみを一手に引き受けていく地域の人たちの被害者との格差をなくすために、立派な

公園を作りたいっていう思いを、市と住民との約束を本当に 1 日も早く実現してもらいた いと思っております。それからもう一つ、昨年の秋に臨時市議会が開かれました。市長さん の債権の問題、それから市議会が責任を持つ問題なんかが出ました。その折に、こういう質 問が出ました。説明会でも 2 ヶ所で出ました。苦情はあったのですかって、この北川原公 園にごみ搬入路を通したことによって、苦情はあったのかっていう質問が出ました。 実はこ の同じ質問が市議会でも出ました。そのときに担当の方は、あの、全然一つもありませんと 答えられたんです。実はそうではありません。搬入路が本格稼働して、ごみ収集車が通って ないときには夜8時まで使ってもいい。それから土日の収集車が走らない日は使ってもい いっていうふうになりました。あの搬入路が、あの公園との兼用工作物っていう位置づけで すので、何とかあそこを使おうということで、スケートボードを走らせようじゃないかって いうことも市議会で出されました。実際走りました。なかなかあれは、使えませんので、市 外からも大勢来て、あそこでスケートボードをやったんですが、本当に休日は朝から真夜中 までどんどん走らせて、本当に多くの住民から苦情が出たんです。市役所の方に届いたかわ かりません。浅川清流組合に届いたかわかりませんが、日野警察署にはたくさん届きました。 市議会で一つもありませんでした。 私もそういう話は、苦情がたくさん出ているっていうこ とは、もう本当に夜も眠れないんですって、そういった音がひどい、大声で騒ぐ、そういっ たことで本当に大変だったので、私も警察に電話しましたっていう話も聞きました。そうい ったことがたくさんあったので、日野警察に行ったら、やっぱりきちんときちんと調べてあ って、警察の方は取り締まりをしたくても、それを取り締まることができないんだっていう ことで、今、北川原公園にはここではスケートボードをやるのは厳しいです。その次のとこ ろには、日野警察署と日野市っていう名前の看板が立っています。これは、たくさんの苦情 があったっていうことだったんです。本当にあの住民のごみ搬入路の事もそうですけども、 本当に住民の方々の、やっぱりごみのああいった迷惑施設があるところは本当に大変です、 臭いもすごいです。収集車が走れば、その振動もあります。公害もたくさんあります。そう いったところで、本当に格差をなくすために、皆さんの今日の資料の中に大きな文字で森田 市長さんが書かれた資料が出されているというのを皆さんご存知だと思いますが、ぜひそ れをお読みいただきまして、本当に 1 日も早く実現してください。もう一つ、私もこの可 燃ごみの近くに住んでいますので、今度の次の可燃ごみの場所は決めるのが、令和 17 年度 から話し合いが始まるって言います。令和 17 年は、今年は令和 5 年ですので、あと 12 年後、12年後から話し合って、本当に決まるのだろうか。とても大きな疑問を持っていま す。何度も大勢の方がおっしゃいました、30年ってすぐ来る。そして私達は、30年後ま できちんと見届けることができません。若い人はできますが、私達のような年寄りはできま せん。しっかりした具体的なもの、1 日も早く3 市の市長さんたち集まって、市民も集ま って、行政の市議さんたちも大勢の方集まって本当に 1 日も早く、どうするのか、どうし たらこのことがきちんと解決できるのかっていうことを、1 日も早く、話し合っていただき たいという思いを、大坪市長さん、本当にどうぞよろしく。1日も早く話し合いができるよ うに、お力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。冒頭説明をしていた定刻の時間を若干過ぎておりますので、これをもちまして本日の説明会については終了をしたいと思います。また、アンケート用紙もお配りしておりますので、ご発言できなかった、まだご質問がある方はそこに書いていただいてご提出をいただくか、あの開催案内の方にも QR コードでですね、意見を言えるような仕組みを作っておりますので、ご活用いただければと思います。今回が最後となります。今までいただきましたご意見等につきましては今後検討していきます解決策の検討にも活かしていきたいと思います。また、その検討過程や経過や結果につきましては、何らかの形でですね、市民の皆様にご報告なり、そんなような形を取りたいと思っておりますのでよろしくお願いします。本日は長時間にわたり皆様にご協力をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。